

全員協議会資料

松園地区公民館の整備について

平成 22 年 8 月 23 日
教 育 委 員 会

松園地区公民館は、学社融合の公民館を目標として計画され、東松園小学校の余裕教室を有効活用し、A棟（余裕教室部分）とB棟（新築部分）の2棟を整備しようとするものである。

このうちB棟（新築部分）については平成 20 年 6 月に開館したが、A棟（余裕教室部分）については東松園小学校 P T A からの理解が得られ次第整備を進めることとしていた。

今般、東松園小学校 P T A の理解が得られたことと、改めて松園地区自治協議会から整備促進の要望があったことから、A棟（余裕教室部分）の整備を行おうとするものである。

1 これまでの経緯

- 平成 9 年度
 - ・ 松園地区地域づくり懇談会において、公民館建設の要望が提出された。
 - ・ クリーンセンター建設にあたり、公民館整備を盛り込んだ覚書を締結する。
- 平成 16 年度
 - ・ 松園地区活動福祉推進協議会を窓口に協議を重ね、基本構想を策定する。
- 平成 17 年度
 - ・ 基本設計及び実施設計を行なう。
- 平成 18 年度
 - ・ 平成 18 年度当初予算に工事費を計上する。
 - ・ 東松園小学校 P T A の反対により、平成 19 年度、20 年度に B 棟（新築部分）を建設することとし、A 棟（余裕教室部分）については、引き続き東松園小学校 P T A と協議を続けることとする。
- 平成 19 年度
 - ・ B 棟（新築部分）を着工する。（7 月）
- 平成 20 年度
 - ・ B 棟（新築部分）が完成し、松園地区公民館を開館する。（6 月）
- 平成 22 年度
 - ・ 東松園小学校 P T A では、総会で児童の安全対策を充実するのであれば、A 棟（余裕教室部分）建設を進めていくことを確認した。（4 月）
 - ・ 松園地区自治協議会より A 棟（余裕教室部分）建設促進の要望書が市長に提出される。（5 月）

2 松園地区自治協議会及び東松園小学校PTAとの協議

平成21年の8月以降、松園地区自治協議会と東松園小学校PTAの役員、市教育委員会で、先進地視察を含め8回の協議を行ってきた。

(協議内容)

- ①児童への安全対策
- ②放課後児童の居場所作り

(協議結果)

- ①敷地区分の明確化や監視カメラの設置等安全対策の強化を図る。
- ②放課後に児童が安全に学んだり、遊んだりする事業の展開を図る。

以上の内容で、東松園小学校PTA及び松園地区自治協議会の理解が得られたところである。

3 今後の予定

平成22年度 設計変更

* 建築基準法の改正等により設計の見直しが必要である。

平成23年度 着工

平成24年度 完成